

2021年7月号 FP武蔵野グループ

生命保険と税金について

伏石 知子 CFP®

先日の自粛生活中に生命保険死亡受取人について疑問を持たれ、質問に来られた方がいました。保険と税金は切っても切れない関係ですので、生命保険死亡受取人と税金の関係についてまとめておきたいと思います。

例1・ 本人（夫）・妻・長女 という家族構成の場合

契約者	被保険者	死亡受取人	税金の種類
①本人	本人	妻	相続税
②本人	妻	本人	所得税
③本人	妻	長女	贈与税

①の場合は本人（夫）の法定相続人である妻が受け取るので相続税となります。受取人が長女の場合でも相続税となります。

②の場合は本人が支払った保険料が死亡保険金から差し引かれ、一時所得として所得税となります。被保険者が長女の場合でも同じです。

③の場合は本人から長女への贈与があったことになり贈与税となります。被保険者が妻でも長女でも受取人が契約者以外の方ですとその方への贈与となってしまいます。

例 2・ 本人（夫）・妻・長女・次女という家族構成の場合

契約者	被保険者	死亡受取人	税金の種類
本人	本人	妻・長女・次女	相続税

この場合受取人は法定相続人で各割合は妻 50%長女・次女各 25%とか妻・長女・次女 3 分の 1 などと決めることができます。保険会社によっては%の表示でないと契約できない会社もあります。

いざ死亡受取を請求する折にはそれぞれが請求書と印鑑証明者の提出が必要になり、個人の振込先口座に支払われます。全員の請求書が提出されないと支払い手続きには回りません。

保険会社によっては、3 人の中から代表者を選定してもらいその人の口座に支払う方法をとっている会社もあります。

一つの保険契約で複数の受取人が記載されている場合は、加入している保険会社の支払い方法を確認しておいた方がイザという時のトラブル回避になるでしょう。一つの保険契約の受取人は一人の方が手続きは簡単です。

死亡保険金受取人は契約者が変更手続きをとることができますので、受取人が複数人の場合は本当に分けることが必要なかを考えておくことが必要なのではないでしょうか。

以 上